

印旛普及だより

〒285-0026 佐倉市鎗木仲田町8-1 TEL : 043-483-1130 FAX : 043-485-9502
ホームページアドレス <http://www.agri.pref.chiba.lg.jp/apcenter/inba/>
発行：印旛農林振興センター地域振興部改良普及課・印旛地域農林業振興普及協議会

印旛青年農業者会議が 開催されました。

平成21年度印旛地域青年農業者会議が関係者約50名の出席を経て平成21年12月11日(金)、印旛合同庁舎において開催されました。

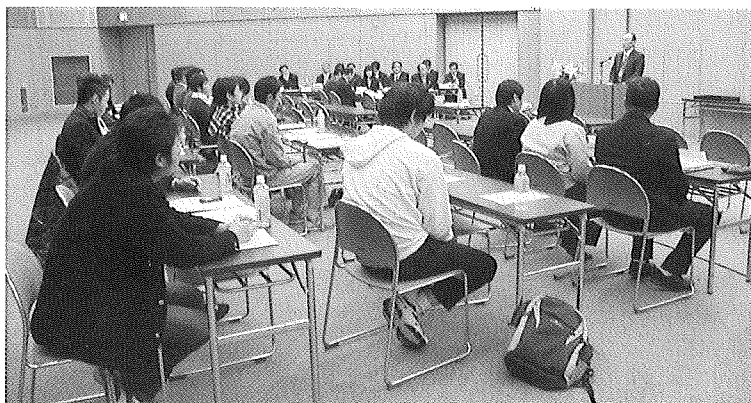
今年度は経営体育成セミナー18名が、日頃の学習活動の成果として、農業青年の主張(基本セミナー生)、プロジェクト発表(専門セミナー生)、わが家の経営改善計画(総合セミナー生)の3部門において発表を行いました。

「農業青年の主張」では、農業経営や農家生活等日頃の体験を通じて考えていることを、「プロジェクト発表」では、農業経営の課題を解決するために取り組んだ内容を、「わが家の経営改善計画」では、経営の現状を把握した結果と自分の考える将来の経営方向を各セミナーが発表しました。



発表の様子

いずれの発表も、農業に対する考え方、直面している現状、課題解決に向けての取り組み、将来の経営計画等がまとめられており、自らの課題をよくとらえたすばらしいものが多く、今後の青年農業者の活躍を期待させる内容でした。また、セミナー生にとっても、自分が発表するだけでなく、仲間の発表を聞くことでセミナー生間の交流も深まり、今後の活躍につながることを期待されます。



審査講評

厳正かつ慎重な審査の結果、各部門に最優秀賞1名、優秀賞1名の計6名が表彰されました。うち、農業青年の主張部門最優秀賞の渡邊新吾さん(富里市)と、我が家の経営改善計画発表部門最優秀賞の梶本芳人さん(八街市)が、2月12日開催の県大会で、印旛地域代表として発表します。

農業を頑張る女性のみなさん、認定農業者になりませんか

農林振興センターでは、担い手として女性の役割は重要であり、経営主等との共同申請による女性の認定農業者を推進しています。

印旛地域では、現在38人の女性が共同申請により認定農業者になっています。

今回、アンケートを実施し、共同申請してからの意識や経営面での変化を伺いました。

アンケート結果から

○回答者 31人

○共同申請の多い年代は50才代35%、60才代29%と多く、40才代が13%と少ないのが特徴でした。

○経営類型別では

露地野菜経営が39%と多く、次に果樹経営が26%と多くなっています。

○結果の概要は表やグラフのとおりです。

表2 理由で多いのは「共同経営者の位置づけが欲しかった」「政策支援の優遇」でした (複数回答)

共同経営者としての位置づけが欲しい	24%
政策支援の優遇	22%
関係機関からの勧め	20%
資質の向上・情報収集	15%
その他	18%

表1 共同申請の制度を知ったきっかけは研修会や講習会が多くなっています (複数回答)

研修会・講習会	45%
配偶者から聞いた	21%
普及員から聞いた	14%
パンフレットを見た	14%
その他	6%

グラフ1 政策支援の活用状況と意向 (複数回答)

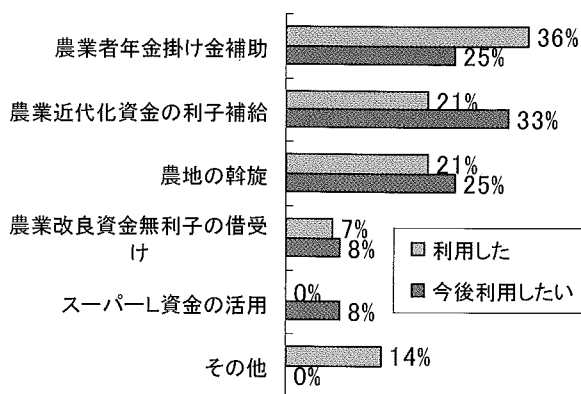


表3 共同申請し認定後の意識と経営の変化のようす (複数回答)

共同経営者としての気持ちが強くなった	35%
農業経営に関し、経営主と話し合う機会が増えた	26%
経営管理への関心が増えた	19%
農業経営の研修会に積極的に参加したいと思うようになった	14%
給料により自分の資産を蓄えたいと思うようになった	5%
自分名義の農地を持ちたいと思うようになった	5%
資金を借受け、新しい部門へ挑戦してみたい	5%

認定農業者の声

白井市40才代果樹農家

「市の勧めがあり、共同申請をしてから、自分も経営を考えるとようになりました。将来の農業経営に役立つ情報が得たいと思っています」

八街市50才代露地野菜農家

「研修会で知り、夫が新規に申請するとき共同申請にしたいと話し、経営改善計画も話し合っって作成しました。共同経営者として意欲が増えました」

○共同申請は、家族経営協定を結び、わが家の経営改善計画を連名で作成し申請します。

農業を自分の職業として頑張っている女性農業者のみなさん、ぜひ認定農業者になりましょう。

水稻育苗の注意点

毎年、問合せの多い事項を中心にQ&Aでまとめましたので参考にしてください。

Q 浸種の水温は何度が良いですか？

A 積算水温（水温×日数）が100℃（水温10℃なら10日）となることが浸種の目安とされていますが、水温10℃未満で浸種すると、浸種期間を延長しても発芽率の低下や発芽不良を生じる場合があります。

特に、気温の低い時期に早播きする場合には、水温に注意しましょう。

Q 細菌性苗立枯について教えてください。

A 細菌性苗立枯には、もみ枯細菌病、苗立枯細菌病、褐条病等が知られています。いずれも一度発病すると、有力な対策が

ない病気のため、苗は全て捨ててしまわなければなりません。

また、高温多湿の条件が揃うと爆発的に菌が増殖します。このため、徹底した種子消毒等の対策が未然に発生を防ぐポイントになります。

Q 昨年、苗が焼けてしまったのですが、今年注意する点は？

A 3、4月でも晴天時にハウスを締め切っていると、ハウス内の温度が40℃を超えることがあります。特に、ビニールを張り替えた場合には光の透過率が良く注意が必要です。

生育初期の被覆中でもハウスの温度が高湿になれば、焼けることがありますので、注意しましょう。

Q 育苗中の温度管理について教えてください。

A 播種後の温度管理は下表を参考に、換気作業で調整を行い

表 育苗中の温度管理

時 期	出芽・緑化期			硬化期
	加温出芽の場合		加温しない場合	
期 間	3日間	2～4日間	5～7日間	15～20日間
苗の状態	5mm抽出 → 5mm～1葉		出芽～1葉	1葉展開以降
苗置き場	育苗器	ハウス	ハウス	ハウス
温度	28℃	20～35℃	20～28℃	25℃以下
		10～20℃	10～20℃	5～10℃
ポイント	30℃以上は細菌病発生を助長	初日は直射日光を避ける	出芽後は25℃以下で管理する	徐々に外気にならす

ます。苗と同じ位置に温度計を置いて温度管理を徹底します。

Q 出芽のみで根が張ってきません。原因と対策を教えてください。

A 根張りが悪いのは、かん水過多や育苗箱の中の排水が悪いなど、床土が過湿で温度が低くなっていることが原因であることが多いです。

かん水は原則として、緑化期までは1回以内とし、午前中に行いましょう。また、育苗箱は穴の多いものを使用すると排水が良くなります。

内容の不明な点は、印旛農林振興センターにお問い合わせください。

《お知らせ》

～田植同時処理できる除草剤の適用内容が変わりました～
22年産から「移植直後」の適用しかなない除草剤は、田植同時処理には使用できません。使用は、「移植時で、田植同時散布機で施用」の登録がある除草剤に限られますのでご注意ください。

新しく認定された指導 林家・林業士のご紹介

指導林家は、地域で模範的な林業生産技術等を有する林家を、林業士は、意欲を持って林業経営等を行っている林家等を知事が認定するものです。

☆指導林家

○岩井 誠 氏

(印西市)

栗と農業の複合

経営で栗は全量直

売所で販売。印西栗生産組合長や県林業研究会長を務めるなど、林業後継者等の育成に活躍されている。

☆林業士

○山本 義一 氏

(八街市)

森林と農業との

複合経営で、スギ

非赤枯性溝腐病被害林の再生や里山活動の場に提供。林業研究会印旛支部長として研究会の活動の牽引役を担っている。

中上昭喜氏褒章される

四街道市で酪農を営み、永年の食育活動を通しての社会貢献が認められて、緑綬褒章を皇居で伝達されました。昭和60年に、地元小学校での「食べ物の大切さ」「農業の果たす役割の大きさ」などの理解を目的にした食育活動を機に、市内の全小学校及び千葉県盲学校で指導をしています。

平成12年からは、市民を対象に「市民たんぼの学校」を主催し、家族で参加できる食育にも取り組んでいます。

参加しませんか！ 農業経営体育成セミナー

新しく農業を始めた概ね35歳までの方を対象とし、3年間で、農業の基礎的、専門的な知識・技術を段階的に身に付けることにより、将来自立した農業経営者となるための資質向上を図るもので、月平均1回程度開催し

ます。参加経費は基本的に無料です。

帰農者等支援セミナー

定年等または36歳以上で農業に就農しようとしている人及び、5年以内に就農した人を対象としています。今年度は、野菜・果樹・花の栽培実習や帰農者等の先進的な取り組み事例視察など5回実施しました。

若い女性農業者の WAI・WAIセミナー

仲間づくりと農業者としての資質向上をねらいに22年度も年3回の開催を計画しています。対象者は、40才以下の女性農業者です。先輩農業者や同世代の仲間と情報交換してネットワークを広げましょう。

詳しい内容は、農林振興センター改良普及課までお問い合わせください。

戸別所得補償制度モデル 対策の概要について！

平成23年度から導入される戸別所得補償制度の円滑な実施に向けたモデル対策が22年度に全国規模で実施されます。

その概要は、自給率向上を図るために水田を利用して麦・大豆等の戦略作物を生産する販売農家に主食用米並の所得を確保する水準の金額を国が直接交付する『水田利活用自給力向上事業』と、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回っている米に対して、その所得補償を直接支払う『米戸別所得補償モデル事業』があります。

所得補償は定額部分と変動部分がありますが、定額部分の交付単価は、10アール当たり1万5千円になります。

対策の詳細な内容や不明な点は、最寄の市町村又は農政事務所等にお問い合わせください。